

議案 七五号

特別取の取員で非常勤のものの特則及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例について

特別取の取員で非常勤のものの特則及び費用弁償に関する条例の一部を次のように改正するものとする

昭和三十五年十二月二十三日提出

三朝町長 坂出 稚己

昭和三十五年十二月十三日原案可決

三朝町議會議長 加藤幸太郎

鳥取縣 東伯郡 三朝町 議會議長 加藤幸太郎 印

特別取の取員で非常勤のものの特則及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例

特別取の取員で非常勤のものの特則及び費用弁償に関する条例（昭和三十一年三朝町条例第十八号）の一部を改正する

才二条 別表中審査委員の欄を次のように改める

監査	議会の議員の中から送任された委員	月額 二五〇〇円以内
本員	学識経験を有する者の中から送任された委員	月額 四〇〇〇円以内

附 則

この条例は昭和三十六年一月一日から施行する